

平成 19 年度における各府省の政策評価への取組状況

説 明 資 料

資料 5－1 各府省の政策評価の実施体制等

資料 5－2 政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の取組状況等

資料 5－3 職員の人材の確保及び資質の向上に関する取組状況等

資料 5－4 政策評価に関する広報活動などの取組状況等

資料 5－5 外部検証可能性の確保に向けた取組状況

資料 5－6 計画期間終了に伴って平成 20 年度を始期として策定した基本計画の概要等

資料 5－7 各府省の「平成 20 年度事後評価の実施に関する計画」の概要

各府省の政策評価の実施体制等

(平成20年3月31日現在)

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携状況	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
内閣府	政策評価審議官 大臣官房政策評価広報課	内閣府本府政策評価委員会 事務次官を長とする評価委員会を設け、内閣府本府の政策評価に関する重要事項について審議	政策評価結果が予算編成関連作業にとって、より有効な情報をなり得るよう、政策を構成する事業レベルの評価を一層詳細なものとする等、予算とりまとめ部局(会計課)と相談、協議しつつ政策評価の改善に努めている。会計課による担当部局に対するヒアリングに政策評価広報課も同席している。	内閣府本府政策評価有識者懇談会 政策評価の質の向上及び客観性確保の観点等から、内閣府本府における政策評価のプロセスや評価方法について意見を聴取するために開催 ※ その他、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、各政策所管課等がその所掌する政策の特性に応じ、学識経験を有する者からの意見聴取、学識経験を有する者により構成される研究会等の開催等を実施
宮内庁	長官官房秘書課	秘書課と、部局等は、相互に連携を図りながら、互いの役割分担の下、政策評価を実施。 基本計画、実施計画及び評価書は宮内庁長官の決裁を得ている。	評価結果が予算要求等の審査に際して、重要な情報として活用されるよう相互に連絡を行っている。	政策評価の対象となる政策の特性に応じて高度な専門性等が必要な場合、客観性の確保等が強く求められる場合には、必要に応じ、学識経験を有する者の知見の活用を図る。
公正取引委員会	事務局官房総務課	総括審議官、官房総務課長等で構成し、政策評価に関する重要事項を決定。 基本計画、実施計画及び評価書は委員長及び各委員の決裁を得ている。	政策評価結果を予算要求等に反映させるため、評価書作成段階から予算等担当部局との意見交換を行うとともに、政策体系と予算書の項目の対応等についての検討を行うなど連携を推進	公正取引委員会政策評価委員会 政策評価を行うに当たって客観性の確保や実践的知識を活用するため開催 ※ 基本計画及び実施計画の策定、評価書の取りまとめの段階において意見を聴取
国家公安委員会・警察庁	政策評価審議官 長官官房総務課	政策評価委員会 官房長、総括審議官、政策評価審議官等で構成し、国家公安委員会及び警察庁における政策評価の在り方、運営について審議。 基本計画、実施計画、実績評価計画書及び各評価書は国家公安委員会委員長及び国家公安委員の決裁を得ている。	各部局の予算ヒアリングに際し、総務課政策評価担当職員が同席	警察庁政策評価研究会 政策評価の在り方、手法等に関する調査・研究、運営方針案及び実施結果報告書案に関する意見を聴取するため開催

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携状況	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
金融庁	総務企画局政策課	金融庁政策評価会議 長官、各局長等で構成し、金融庁の政策評価の在り方及びその運営について検討し、総合的観点から調整を行う。	予算査定部局の実施する予算査定ヒアリングに政策評価担当課も同席。 また、政策評価結果を予算査定部局において活用するなど、必要な連絡・連携を図っている。	政策評価に関する有識者会議 実施計画や評価書の作成に当たって客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れている。 ※ 当会議においては、評価全体について意見を聴取するのみならず、個々の政策の評価についても、具体的な指摘があった場合には、これに適宜対応している。
総務省	官房総括審議官(政策評価・広報担当) 政策評価審議官 大臣官房政策広報課	総務省政策評価省内委員会 総括審議官、政策評価審議官等で構成し、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況等に関する省内の連絡調整を実施	各部局の予算ヒアリングに、政策評価広報課の政策評価担当職員が同席した。	総務省政策評価会(～19.10)、総務省の政策評価に関する有識者会議(19.10～) 政策評価結果及びその政策への反映状況等について学識経験者等の知見を活用するため開催 ※ 総務省政策評価会の活用状況 ① 平成19年度実績評価の評価結果の取りまとめに当たり、総務省政策評価会を1回開催して意見聴取を行い、その結果を適宜評価書作成に反映した。 ② 今後の政策評価の手法等について、総務省の政策評価に関する有識者会議を2回開催して意見聴取を行った。 ※ 評価の客観性・厳格性を確保するための工夫 総務省政策評価会においては、実績評価全体について意見を聴取するのみならず、個々の政策の評価についても、具体的な指摘があった場合には、これに適宜対応しているほか、評価の客観性・厳格性を更に高めるために、各部局等における評価作業段階においても積極的に外部の学識経験者等の知見を活用することを推進している。 (例: 消防庁の所管3政策の評価について、「消防庁政策評価懇談会」(平成19年6月12日開催)において意見聴取を行った。)
公害等調整委員会	事務局総務課	委員会(委員長、委員、事務局長、事務局次長、事務局総務課長等) 政策評価に関する重要事項(各種計画、評価書等)について、委員会に付す。委員会は、上記のとおり、委員長(裁判官出身)、委員(弁護士、行政実務経験者、大学教授等各分野の専門家)等の学識経験者を中心に構成されており、その専門的知見を活かして総合的観点から審議を行い、これらの重要事項の決定等を行う。	事務局総務課において政策評価及び予算等の取りまとめを行っており、逐一情報を共有するなど一体的に事務を行っている。	公害等調整委員会政策評価懇談会 公害等調整委員会の業務及び政策評価について学識経験者等の意見を聴取し、その知見を活用するために開催

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携状況	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
法務省	大臣官房秘書課(政策評価企画室)	幹部からなる会議 官房長、各局部課等の筆頭課長で構成し、政策評価に関する重要事項を審議	基本計画を改定し、政策評価担当組織は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び予算等担当部署に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに反映されるよう努めることとした。	政策評価懇談会 法務省の政策及び法務省が行う政策評価の実施計画、評価手法等について、民間の有識者等の意見等を聴取するため開催 ※ 政策評価結果、政策評価結果の反映状況等のとりまとめ、次年度の実施計画策定、個別の政策内容に対する意見聴取に活用。 評価全体について意見を聞くだけでなく、個々の評価について具体的、個別的に知見を活用
外務省	大臣官房 考査・政策評価官	省議等 政策評価は、(イ) 政策所管局課、(ロ) 大臣官房考査・政策評価官、(ハ) 大臣官房総務課及び会計課、(ニ) 総合外交政策局総務課及び政策企画室が、相互に連携を図りながら、各々の所掌事務に基づいて実施する。なお、評価結果及び総合的審査結果等については省議等に付す。	会計課は、大臣官房考査・政策評価官及び総務課並びに総合外交政策局総務課及び政策企画室とともに、特に評価結果と予算・決算との連携を確保する観点から、政策所管局課が実施した評価結果に対して総合的な審査を行う。 予算概算要求に係る会計課ヒアリングに考査・政策評価官が同席	外務省政策評価アドバイザー・グループ 政策評価の手法、実施体制及び評価結果の政策への反映等政策評価に係る実践的かつ理論的課題に対する外部有識者の知見を得るため開催 ※ 基本計画及び実施計画の策定や今後の改善点等外務省における政策評価の方針に関わる事項を決定する際や評価書のとりまとめの段階等において意見を聴取
財務省	政策評価審議官 大臣官房文書課(政策評価室)	財務省政策評価委員会 事務次官以下各局長級で構成し、財務省の政策評価の在り方・運営について審議し、総合的観点から調整 ※ 基本計画、実施計画、評価書全てにおいて大臣の決裁を得ている。	予算要求の際、予算取りまとめ部局である会計課と政策評価室にて合同ヒアリングを実施	財務省の政策評価の在り方に関する懇談会 政策評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者から成る懇談会を開催 ※ 基本計画、実施計画の策定及び評価書の作成の段階で開催し、意見を聴取

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携状況	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
文部科学省	政策評価審議官 大臣官房政策課(評価室)	政策評価会議 文部科学省が実施する政策評価に関する決定を行うため、事務次官を議長とする「政策評価会議」を開催する。 ※ 基本計画、実施計画は大臣の決裁を得ている。	評価室は大臣官房総務課及び会計課の参画を得て、実績評価及び事業評価に関する「政策評価官房ヒアリング」を実施すること等を通じ、政策評価と予算・法令等の連携の推進を図る。	政策評価に関する有識者会議 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催 ※ 基本計画及び実施計画の策定及び改定 ※ 評価の結果及び政策の企画立案への反映 ※ 評価手法の調査研究等について助言を得る。
厚生労働省	政策統括官 政策評価審議官 政策評価官(政策評価官室)	政策評価の実施に関する関係課長会議 政策評価審議官、会計課長、政策評価官、各局総務課長等で構成し、厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整 ※ 基本計画、実施計画、評価書、政策評価の結果の政策への反映状況等の取りまとめ等について、左記の政策評価担当組織が担当(基本計画の策定については事務次官の決裁を得ている。)	評価書を原案の段階から省内予算過程の査定資料として有効活用するよう努力。 査定課による担当部局等に対するヒアリングに政策評価官室も出席	政策評価に関する有識者会議 厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取(政策統括官の参集) ※ 基本計画、実施計画及び実施要領の策定や、評価書のとりまとめに当たって意見等を聴取 政策評価に関する有識者会議評価手法等検討ワーキンググループ 政策評価に関する有識者会議における検討事項のうち、評価手法等を中心として検討を行うため、政策評価に関する有識者会議の参集者及びその他の専門家の協力を得て編成 上記以外の方法による学識経験者等の知見の活用方法 政策評価の実施に当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合、客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合等においては、以下のような方法により、学識経験を有する者の知見の活用を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。 ① 学識経験者等からの個別の意見聴取 ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催 ③ 既存の審議会の活用 ④ 外部研究機関等の活用
農林水産省	政策評価審議官 大臣官房企画評価課	新基本法農政推進本部 事務次官を本部長、官房長を副本部長として、各局庁の長等で構成し、政策評価の実施方針、政策評価結果等政策評価に関する重要事項を審議	各局庁が行う予算要求ヒアリングには各局庁の政策評価担当者が同席。また、官房予算課が行う各局庁からの予算要求ヒアリングには企画評価課の政策評価担当者が同席。 さらに、政策評価における達成ランクがC	農林水産省政策評価会 政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、第三者委員7名からなる評価会を公開により開催 ※ 実績評価の目標の設定と実績評価、政策手段別評価、総合評価の評価結果について意見を聴取 各局庁政策評価専門部会 各局庁における政策評価の適切な推進を図るとともに評価の質の向上を図るため開催

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携状況	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
			(有効性に問題がある)となった政策目標・指標についてはその要因を十分に分析した上で、有効性等に問題のある予算事業については、廃止を含めて抜本的な見直しを検討するとともに、達成ランクがA、Bとなった政策目標・指標に属する予算事業であっても、その内容を十分に検討し、施策の見直しに結びつくようにすることにより、政策評価結果を予算事業に反映させている。	※ 非公共施設整備事業の評価手法や公共事業の評価結果等について意見を聴取
経済産業省	政策評価審議官 大臣官房政策評価広報課	事務連絡会議等 事務次官、大臣官房長、各局長等で構成する会議等において、政策評価等の重要事項等を審議	予算概算要求に当たり、政策評価広報課と会計課等予算査定部局との合同ヒアリングを実施	経済産業省政策評価懇談会 政策評価の客観性を確保し、政策の特性に応じた評価を実施するため、有識者からなる懇談会を開催 産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会（技術評価） 経済産業省技術評価指針に基づき、経済産業省の研究開発事業等の評価を実施、または調査審議等を行う。
国土交通省	政策統括官 政策評価審議官 政策評価官	省議 政策評価に省全体で取り組むとともに、省としての戦略的な行政マネジメントにつなげていくため、基本計画の策定や評価書の作成等、主要な事項については、大臣をはじめとする省幹部からなる省議に付して決定 省幹部への報告会 事務次官をはじめ省全体の政策決定の責を担う幹部に対して、政策レビュー（プログラム評価）の報告を行い、必要な調整を図っている。 政策評価連絡会 政策評価官をはじめとする各部局の課長級で構	予算のとりまとめに当たっては、政策チェックアップ（実績評価方式）の掲げる政策目標についてとりまとめを実施し、予算要求に関しての主要新規施策については、政策アセスメント（事業評価方式）を行うことを原則としている。	国土交通省政策評価会 政策評価の制度設計と実施に当たって第三者の知見を活用するため、随時開催 ※ 「政策評価基本計画」や「事後評価実施計画」の策定等、政策評価の制度設計について、基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合等において活用

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携状況	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
		<p>成し、政策評価の円滑かつ的確な実施を確保することとしている。</p> <p>政策評価担当者会議 各局等の政策評価窓口の連絡会議を適宜開催している。</p>		
環境省	大臣官房政策評価広報課	<p>環境省政策評価推進会議 事務次官を議長とする「環境省政策評価推進会議」（構成メンバー：事務次官、地球環境審議官、各部局長、各大臣官房審議官、政策評価広報課長）を設置し、政策評価基本計画の改定、事後評価書の作成等について、上記会議の了承を経たうえ、大臣決裁を得ている。</p>	省内予算ヒアリング時に政策評価広報課が立会い	<p>環境省政策評価委員会 事後評価書を作成するに当たって、評価書原案の段階及びパブリックコメント実施後に学識経験者をメンバーとする委員会を開催</p> <p>※ 事後評価に対する助言及び政策評価手法の検討に当たって活用。 また、環境省政策評価委員会の下に、必要に応じ政策評価手法検討部会を設け、専門的な観点から評価手法の確立に向けた検討を行っている。</p>
防衛省	大臣官房企画評価課	<p>政策評価委員会 防衛参事官、関係課長等で構成し、政策評価について審議及び検討を行う。 ※ 基本計画、実施計画及び評価書は大臣の決裁を得ている。</p>	省内予算ヒアリング時に企画評価課の政策評価担当職員も同席	<p>防衛省政策評価に関する有識者会議 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために開催</p> <p>※ 政策評価の計画の策定など評価活動全般に渡るものについては、学識経験者からなる政策評価に関する有識者会議を活用する。</p>

政策評価の方法に関する調査研究等の取組状況等

各府省(17)及び総務省行政評価局における、平成 19 年度中の政策評価の方法に関する調査研究等の取組状況等は次のとおり。

1. 取組実績

(1) 調査研究等の方法別

調査研究等の実施方法	実施府省数
調査研究等の外部委託を実施	10 (内閣府、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、総務省(行政評価局))
調査研究等のために研究会等を開催	7 (国家公安委員会・警察庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省(行政評価局))
諸外国における政策評価の実態を把握するため参考文献を収集	3 (外務省、財務省、総務省(行政評価局))
諸外国の政策評価の実態を把握するため海外調査を実施	1 (農林水産省)

(2) 調査研究等の課題別

調査研究等の課題	実施府省数
政策の目標、指標の設定について	8 (内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
政策効果の把握の手法の信頼性や精度について	9 (国家公安委員会・警察庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省、総務省(行政評価局))
事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法について	5 (国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、農林水産省、総務省(行政評価局))

類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化について	1 (外務省)
その他	7 (公正取引委員会、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)

2. 今後の調査研究等の予定及び検討課題

調査研究等の予定及び検討課題	実施府省数
政策効果の把握の手法について、今後調査研究等を実施する予定である、又は今後の課題としている	10 (内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、法務省、外務省、財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)
実績評価における目標・指標の設定などについて、今後調査研究等を実施する予定である、又は今後の課題として考えている	7 (内閣府、公正取引委員会、金融庁、財務省、文部科学省、農林水産省、環境省)

職員の人材の確保及び資質の向上への取組状況等

各府省(17)及び総務省行政評価局における平成19年度中の職員の人材の確保及び資質の向上への取組状況等は、次のとおり。

1. 各府省及び総務省（行政評価局）の取組

職員の意識改革を進めるための取組	実施府省数
研修によるもの	10
・府省内一般研修等への政策評価に関する講座の開設	10
・政策評価に関する研修（勉強会を含む）の実施	8
・外部機関が開催する政策評価に関する研修への参加（総務省が主催する統一研修を除く）	3
・府省内研究機関等が開催する政策評価に関する研修への参加	4
パンフレット、資料集などの職員への配布	15
府省内の会議などにおける政策評価の取り組みに関する説明	15
政策評価に関する情報の定期的な提供（電子メール等による）	18
政策評価担当者会議での意識改革の推進	7
通常業務の中での意識改革の推進(OJT)	11
その他	0

【政策評価に関する研修の実施、参加の主な例】

- ・外部講師、有識者を招いて政策評価に関する研修(勉強会)を開催
- ・新規採用職員研修、転入職員研修、局内階層別研修などにおいて、政策評価に関する講座を開設
- ・総務省(行政評価局)、関係機関、民間団体が主催する政策評価に関する講演会、セミナー等に参加

2. 職員の人材確保

政策評価に従事する任期付職員の採用：財務省、総務省(行政評価局)

3. 総務省(行政評価局)による各府省等の職員を対象とした「政策評価に関する統一研修」

目的	政策評価制度を全政府的に定着、発展させていく観点から、政策評価に関する共通の理解と認識を有する職員の養成・啓発に資するために平成13年度から実施
対象	各府省等の職員
平成19年度実績	<p>16回開催し、1,555名が参加 (開催内訳)</p> <p>【中央研修】</p> <p>《一般研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政評価局が本省において、主として各本府省の職員を対象に開催 ○1回開催し、78名が参加 ○研修内容：規制の役割と方法 <p>《特別研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各本府省政策評価担当部局の職員を対象に開催 ○1回開催し、38名が参加 ○研修内容：競争評価、経済産業省における規制の事前評価 <p>【地方研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管区行政評価局等がそれぞれの管内において、各府省地方支分部局職員等を対象に開催 ○14回開催し、1,439名が参加 ○研修内容 <ul style="list-style-type: none"> ・講義型（7回開催）：政策評価制度の動向、政策評価事例、地方公共団体事例等 ・パネルディスカッション型（5回開催）：政策評価制度の役割と課題等 ・分科会型（2回開催）：機関別

4. 職員の資質の向上等に関する今後の取組予定及び検討課題

職員の意識改革をより一層推進するための方策（研修、研究会等）を実施することを必要としている府省が12府省

【職員の資質の向上等に関する今後の取組予定及び検討課題の主な例】

- ・政策評価の実施に当たり、政策所管局課の職員に対する説明会を実施
- ・PDCAに基づく政策マネジメントに対する職員の理解を一層深めるとともに、政策評価の質の向上を図る。
- ・職員に対し、政策評価を行う趣旨・意義、政策評価と通常業務との連携等について周知徹底し、政策評価に対する各職員の意識改革をより一層推進
- ・過去政策評価によって見直し改善された施策・事業などの情報提供を行い、政策評価を行うことの意義を広める。

政策評価に関する広報活動の取組状況等

各府省(17)における平成19年度中の政策評価に関する広報活動の取組状況等は、次のとおり。

1. 各府省における広報活動の取組状況等について

広報活動の取組	実施府省数
白書等に政策評価の取り組みを記載	11 (公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)
府省全体の取り組み状況を説明するパンフレットを作成	2 (国土交通省、防衛省)
政府広報及び各府省広報の活用	2 (金融庁、文部科学省)

外部検証可能性の確保に向けた取組状況

各府省(17)及び総務省行政評価局における、平成19年度中の外部からの検証可能性の確保に向けた取組状況は、次のとおり。

外部からの検証可能性の確保に向けた取組状況	実施府省数
学識経験者からなる政策評価に関する会議等の公開	17 (内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、総務省(行政評価局))
学識経験者からなる政策評価に関する会議の議事録又は議事要旨の公開	17 (内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、総務省(行政評価局))
学識経験者からなる政策評価に関する会議の審議資料の公開	10 (総務省、公害等調整委員会、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、総務省(行政評価局))
学識経験者からなる政策評価に関する会議の公開	3 (厚生労働省、農林水産省、環境省)
評価書及びその要旨のHPへの掲載	18 (内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、総務省(行政評価局))
評価の際に用いたデータ(費用便益分析等のバックデータ等)のHPへの公開	13 (内閣府、公正取引委員会、総務省、公害等調整委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、総務省(行政評価局))

外部からの検証可能性の確保に向けた取組状況	実施府省数
評価マニュアル等の公開	<p>8</p> <p>(国家公安委員会・警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)</p>
基本計画、実施計画及び評価書に関する意見募集の実施（パブリック・コメント等）	<p>9</p> <p>(公正取引委員会、金融庁、総務省、外務省、財務省、農林水産省、環境省、防衛省、総務省（行政評価局）)</p>
その他	<p>2</p> <p>(内閣府、厚生労働省)</p>

計画期間終了に伴って平成20年度を始期として策定した基本計画の概要等

1 計画期間終了に伴って平成20年度を始期として策定した基本計画の概要・特徴

行政機関名	概要・特徴等
内閣府	<p>計画期間：平成20年度～平成22年度（3年間）（平成20年2月18日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価と予算・決算の連携に伴う政策体系の見直し 「経済財政改革の基本方針2007」等を踏まえ、予算とその成果を適切に評価できるようにするため、評価の単位等を見直し。 ○ 中長期計画等評価の簡素・効率化
公正取引委員会	<p>計画期間：平成20年度～22年度（3年間）（平成20年3月28日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制に関する評価の実施を明記 ○ 政策評価体系を予算書・決算書の表示単位と対応させた。
総務省	<p>計画期間：平成20年度～24年度（5年間）（平成19年11月26日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省の主要な政策の体系 総務省の主要な政策を、予算書・決算書の表示科目と対応する20政策とする。 ○ 総務省の主要な政策の評価方式等 総務省の主要な政策については、計画期間内において、実績評価方式又は総合評価方式により実施する。 また、基本目標等（政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報）を、意見公募手続を行った上で毎年度当初に設定する。 ○ 臨時に実施する政策評価 臨時に実施する政策評価として、「分野横断的なテーマを設定して」又は「特定の評価目的を設定して」掘り下げた分析が必要と認められる政策を、総合評価方式による評価の対象とする。 ○ 施政方針演説等で示された政策についての評価 施政方針演説等で示された政策については、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、適時的確に実施する。
公害等調整委員会	<p>計画期間：平成20年度～22年度（3年間）（平成20年1月7日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の方式 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性等に応じ、適切な方式を用いるものとする。 ○ 政策効果の把握に関する事項 政策効果の把握に当たっては、評価に要する費用等も勘案し、対象とする政策の特性に応じた適切な手法を用いるものとする。 その際、定量的に把握することができる手法を検討した上で、当委員会にふさわしいものについては導入し、それが困難な場合又は政策評価

行政機関名	概要・特徴等
	<p>の適正な実施の確保に結びつかない場合には、可能な限り情報又はデータを収集することにより評価の客観性の確保を図りつつ、政策の性質等に応じた定性的な評価手法を用いるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価の対象政策 当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。 ○ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、学識経験者等からなる会議の開催等を通じて学識経験者から意見を聴取することにより、その知見の活用を図るものとする。 ○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。 ○ 評価書の作成 評価書の作成に当たっては、法第10条第1項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的な記載を行うよう努めるとともに、併せて評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。
外務省	<p>計画期間：平成20年度～24年度（5年間）（平成20年3月12日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の観点に関し、効率性の観点について、実際の政策評価で取り入れている視点も追加した。 ○ 事前評価の実施に関し、規制の事前評価に関する記述を追加した。 ○ 政策評価の実施体制に関し、会計課について、政策評価と予算及び決算との連携確保の観点を明確にした。
法務省	<p>計画期間：平成20年度～22年度（3年間）（平成20年3月28日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価の実施については、原則として、政策体系に掲げる施策であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で政策対象に選定して行うものとした。 また、事後評価における評価の方式については、政策体系に掲げる施策は、評価を実施しない年度であっても、当該施策の目標の達成状況を把握するために必要なデータを、適時適切に収集するよう努めることとした。 ○ 実績評価方式により評価を行う場合において、指標とは別に具体的な目標値を設定することが困難な政策は、目標期間における取組状況や実績等を可能な限り定量的に把握することにより、目標の達成度合いについて評価することとした。
財務省	<p>計画期間：平成20年度～平成24年度（5年間）（平成20年3月31日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する新たな動きの適切な反映 「政策評価に関する基本方針」改定や「経済財政改革の基本方針2007」等

行政機関名	概要・特徴等
	<p>の内容を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の実施状況等を踏まえた見直し 基本計画から様式や記載要領などの実務的な内容を新たに作成する「政策評価の実施要領」に分離するとともに内容を充実 計画期間を5年に変更
文 部 科 学 省	<p>計画期間：平成20年度～24年度（5年間）（平成20年3月31日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間の変更（3年→5年） 政策評価法施行（平成14年4月）から6年が経過し、政策評価制度も定着してきたと考えられること等を踏まえ期間を延長 ○ 政策評価と予算・決算の連携に伴う政策体系の見直し 「経済財政改革の基本方針 2007」等を踏まえ、予算とその成果を評価できるようにするため、予算書・決算書の表示科目（「項」・「事項」）政策評価の単位（「政策」・「施策」）を対応させた。 ○ 内閣の重要政策等を踏まえた評価の実施 「経済財政改革の基本方針」や閣議決定等において政策評価を実施することとされている事項について、評価を実施するため基本計画に明記

2 計画期間中に基本計画の変更を行った場合における主な変更点等

行政機関名	主な変更点、意図・理由
内閣府	○ 評価対象として成果重視事業を明示(平成19年6月8日改正)
国家公安委員会・警察庁	○ 規制に係る事前評価の義務化に伴う所要の改正(平成19年9月20日改訂)
金融庁	○ 「内閣としての重要政策」が政策評価の対象であることを明記(平成19年7月3日一部改正)
厚生労働省	○ 規制に係る事前評価の義務化に伴う所要の改正(平成19年9月28日改正) ○ 経済財政諮問会議から政策評価の重要対象分野等として提示された政策を重点評価課題とすることを明記した。 (平成20年3月31日改正)
農林水産省	○ 規制の新設・改廃に係る政策について、事前評価を実施することが義務付けられたことから、基本計画において、目的、対象や手順等を明確化した。(平成19年10月1日)
経済産業省	○ 政策評価に係る政策・施策体系の一部見直し(平成19年8月31日改定) ○ 規制に係る事前評価の義務化に伴う所要の改正(平成19年9月26日改定)
国土交通省	○ 平成19年度以降に実施予定の政策レビュー(プログラム評価)テーマについて、新たに追加。政策評価体系の見直し(平成19年8月10日改正) ○ 規制に係る事前評価の義務化に伴う所要の改正(平成19年10月1日改正)
環境省	○ 規制に係る事前評価の義務化に伴う所要の改正(平成20年4月1日改正)
防衛省	○ 政策評価と予算書との連携を図るため、政策体系において所要の改正 ○ 防衛省設置法等の一部改正に伴う名称変更(平成19年8月30日改正)

各府省の「平成20年度事後評価の実施に関する計画」の概要

(1) 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式

行政機関名	法第7条第2項第1号に係るものの実施計画における規定状況
内閣府	(策定中)
宮内庁	○ 事業評価:1政策
公正取引委員会	○ 実績評価:5施策 ○ 総合評価:3施策
国家公安委員会 ・ 警察庁	○ 実績評価:8件の基本目標に関する27件の業績目標 ○ 総合評価:1テーマ
金融庁	○ (策定中)
総務省	○ 実績評価:3政策 ○ 事業評価:7政策
公害等調整委員会	○ 実績評価:2政策・5目標
法務省	○ 事業評価:2政策 ○ 実績評価:7政策 ○ 総合評価:5テーマ
外務省	○ (策定中)
財務省	○ 実績評価:30の「政策の目標(総合目標6、政策目標24)」
文部科学省	○ 実績評価:13件の政策目標、47件の施策目標 ○ 事業評価: (ア) 以下に掲げる事業のうち実績評価における政策手段の実績の記述がない、若しくは実績を踏まえ更に事業評価(事後評価)の必要があるもの。 ・ 過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し、平成20年度に達成年度が到来する事業 ・ 過去の事前評価において具体的な達成年度を設定していない事業であって社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「政策群」に位置づけられた個別の政策手段又は「成果重視事業」 (イ) その他見直しを行う必要性が高い事業 ○ 総合評価:重要対象分野に関する2テーマ

行政機関名	法第7条第2項第1号に係るものの実施計画における規定状況
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価:41件の施策目標 ○ 総合評価:4テーマ ○ 事業評価:20事業
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価:17件の政策分野 ○ 事業評価:54件の公共事業、4件の研究開発課題等
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価:11施策 ○ 施策の進捗状況等から評価が必要と判断されたもの
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ(業績測定):13件の政策目標に係る政策 ○ 政策レビュー(プログラム評価):8件のテーマに係る政策のうち4テーマ ○ 個別公共事業の評価:3,339件の事業について再評価、74件の事業について完了後の事後評価 ○ 個別研究開発課題の評価:1件の政策について中間評価、46件の政策について終了後の事後評価
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価:環境省が行うすべての政策を対象。具体的には、別に定める「環境省施策体系」に掲げる「9施策」を対象
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ○ (策定中)

(2) 未着手・未了の政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）及び評価の方式

行政機関名	法第7条第2項第2号に係るものの実施計画における規定状況	
	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）
外務省	(策定中)	(策定中)
厚生労働省	—	個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
農林水産省	—	個別公共事業の評価：74事業
国土交通省	個別公共事業の評価：7事業	個別公共事業の評価：316事業

(3) その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）及び評価の方式

行政機関名	法第7条第2項第3号に係るものの実施計画における規定状況
国家公安委員会 ・ 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価：22年中に評価書を作成するもの 2政策（「警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続」に関する規制及び「登録講習機関の有効期間」に関する規制） ○ 総合評価：21年中に評価書を作成するもの 1政策（G8司法内務閣僚会合等における国際的な取組みを活用した治安対策の推進）
総務省	○ 総合評価：9政策
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価、総合評価又は事業評価： <ul style="list-style-type: none"> ① 政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策 ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 ③ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの ④ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの
環境省	○ 事業評価：2施策（成果重視事業）